大子町に建設工事入札参加資格を申請する方へ

１　社会保険加入の要件化

　建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

２　法定外労災保険加入の要件化

　建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

３　申請受付業種

　建設業法第２条第１項に係る別表に基づく２９業種になります。

　ただし、格付を行うのは、町内業者（町内に建設業法上の主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を有する業者）かつ土木一式、建築一式、舗装、水道施設の４業種に限ります。

４　名簿の有効期間

　令和１１年３月３１日まで（有効期間の始期については、「令和９・１０年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編６入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

５　名簿の公表方法等

　有資格者名簿につきましては、閲覧（大子町役場財政課）及びインターネット（大子町役場ホームページ）で公表します。

６　個別書類について

　個別書類はありません。

７　問い合わせ先

大子町役場　財政課　契約管財担当
〒３１９－３５２１
茨城県久慈郡大子町大字北田気６６２番地
電話　０２９５－７２－１１１９　内線２３２
E-mail：zaisei@town.daigo.lg.jp